「横浜市立千秀小学校いじめ防止基本方針」

平成 26 年 4 月 8 日策定(令和5年5月1日改訂)

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

(1)いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、該当する児童が在籍する学校に在籍しているなど、該当児童等と一定の人間関係にある、他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」

(2)いじめを防止するための基本的な理念

千秀小学校では、いじめを防止するために

- ①「いじめを絶対に許さない」という風土づくり
- ②「楽しい学校」「楽しい学級」をつくること

この2つを実現することが必要だと考えています。

- (1) 「いじめは絶対に許さない」ことを教職員はもちろん、児童自身も含め、学校全体で意識し、理解します。児童が困った時や、心配なことがある時に、教職員に安心して声をかけられるような関係づくりを進めます。それと同時に、横のつながりはもちろん、縦のつながり(スマイル活動)の充実を図り、誰にでも気軽に声がかけられる環境をつくります。
- (2) 児童一人ひとりが「分かった」「できた」「自分にもできそう」という自己有用感を感じる 授業や、児童同士で話し合い、認め合い、様々な意見や考えを活発に発表できる授業づ くりを教職員が一丸となり目指していきます。授業の中で、一人ひとりが活躍できる授 業を目指すことで、学習に対する意欲を高めると共に、自他を認め合い、互いの違いを 尊重し合う心を育て、いじめの未然防止につなげます。

教職員全員が力を合わせ、以上のことを実現していくことで**「いじめが起きにくい学校」**づくりを目指していきます。

また、その実現のためには、学校・保護者・地域等が、一丸となって、<u>それぞれの役割の中で主体的</u>かつ相互に協力し、活動することが大切だと考えています。

<いじめ防止対策推進法では、保護者の責務等も記載しています>

総則 第九条

- 1 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導、その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。
- 2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。
- 3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止のための措置に協力するよう努
- 4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、 いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

2「学校いじめ防止対策委員会」の設置

(1)委員会の構成員

委員長	校長(校長不在の際は副校長がその任を兼ねる)
委 員	副校長・児童支援専任・養護教諭・全教職員

[※]必要に応じて、SC や SSW の参加を求める。

(2)対策委員会の運営

- ・「学校いじめ防止対策委員会」を月に1回開催する。ただし、いじめの疑いがある段階で、直ちに「対策委員会」を開催し、共通の理解と解消に向けた対策を協議・具体化する。
- ・校長等は、学校としての組織的な対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

(3)対策委員会の活動内容

●未然防止

- ・「自己有用感の向上」の視点から、学習活動や行事等の見直しをする。
- ・「学校いじめ防止対策委員会」の存在及び活動を学校HPで周知する。
- ・「起きる前に」小さな兆しを把握し、チームで未然防止のための話合いをする。

●早期発見·事案対処

- ・いじめの相談・通報の窓口を設置し、周知徹底をする。(担任・児童支援専任)
- ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに関わる情報の収集と記録、共有をする。
- ・いじめ(「疑い」を含む。)を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童に対する聴き取り調査、アンケート調査等により事実関係の把握に努め、いじめ解決に向けて取り組む。
- ・いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導の対応方針の決定と体制の整備、保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

●取組の検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。 (PDCAサイクル)
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に関わる校内研修の企画と計画的な実施を行う。

- 3 いじめの未然防止・早期発見・事案対処
- (1)いじめの未然防止 (★:R5年度重点取組)
- ①一人ひとりが大切にされる魅力ある授業づくり、「分かる」授業を展開し、すべての児童が安心して 授業に参加できるよう工夫していく。
- ★校内重点研究による授業力向上。普段の授業の中で、「人権意識」を高める授業づくりを考え、工夫していく。
- ★チャレンジ学習(特別支援教室)の推進
- ★放課後に教職員同士で高め合う研修の実施。市(区)授業研等で学んだものを共有していく。
- ②教職員のいじめに対する認識を深め、未然防止を進める研修や、組織の整備を進める。 いじめはどの学級でも起こりうるものだと考え、教職員がいじめを見抜く豊かな人間性と人権 感覚をもつ。
- ・「いじめ」についての研修会(年2回) ★児童支援全体会(年2回)実施
- ・輪番での正門の立ち当番…子どもたちへの積極的な声かけや計画的な観察 (児童が示す SOS のサインを見逃さないというアンテナを高くもつ)
- ★「いじめられている事実」等の情報が本人または友達から入ってくるような担任と児童との関係づ くりに努める。また、大人に相談することが悪いことではないことを児童に伝えていく。
- ③学校行事や多様な諸活動への児童の参画を積極的に進め、児童一人ひとりの活躍の場の保障と責 任ある立場の経験を積ませ、楽しいと実感できる学校づくりに努める。
- ★委員会活動(5·6 年)、運動会プロジェクト活動(4-6 年)や児童の TV 朝会で出演機会を増やす。
- ④すべての教育活動を通じた人権教育、道徳教育及び体験活動等の充実から心の育成を図る。
- ・子ども人権会議、人権週間の取組、道徳教育の別葉作成、計画的かつ効果的な実施
- ★横浜子ども会議を通じた6年生発信の「つながる、広げる、いじめの未然防止の輪~いじめをなくす ために、一人ひとりができること~」を目指す取組を推進する。
- ⑤「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の積極的な導入・活用を図る。
- ・テーマ・観点に応じた円滑な実施へのアプローチ
- ・YP アセスメントの結果を受けた分析、行動目標の設定、授業へ結び付ける工夫。
- ⑥親和的な学級づくりを行う。すべての子どもの個性が輝き、相互に認め合えるようにする。
- ・学年初めにクラス名(クラスの愛称)を各学級で決める。 クラス名を決めていく過程と人権活動を結 び付け、連動して考えていく。 例)R4年度:6年 Sun
- ⑦児童や保護者がインターネットを通じて行われるいじめの防止と効果的な対処ができるよう、必要 な啓発活動を実施する。(社会的課題への対応)
- ・外部機関との連携、ケータイ・スマホ安全教室(出前授業)、懇談会での情報共有
- ・1人1台のタブレットの有効活用
- ⑧教職員が、いじめに対しての共通した考え方の共有を図り、組織的対応をする。
- ・「いじめ防止対策委員会」の開催(月1回)メンバー:教職員全員 | いじめが起きていない時にこそ、「いじめはダメ」という話を各学級でしていく。

- ★「TV 朝会」の講話(年4回)実施 校長・副校長・専任
- →6月:校長 9月:専任 12月:副校長 3月:校長→その日には必ず学級担任からも「いじめ」に関する話、授業をする。

- (2)いじめの早期発見 (★:R5年度重点取組)
- ①いじめの相談・通報の窓口の設置。周知徹底を図る。
- ★専任・SC・SSWによる教育相談実施を周知(長期休み明けにプリントを配付)
- ②いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに関わる情報の収集と記録、共有、分析を行う。
- ★日常的な声かけを継続
- ・いじめの実態の正確な把握のため、いじめアンケート調査(5月記名式、12月無記名式)実施と教育相談の実施。アンケートの結果を受けて、「声かけようウイーク」を実施。
- ③いじめ(「疑い」を含む。)を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童に対する各種調査、聴き取り調査等により事実関係の把握と対応の進め方の確認をする。いじめを受けた児童生徒に対する支援、いじめを行った児童生徒に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携を組織的に実施する。
- ・低学年ブロック、高学年ブロックでの「情報交換」…学級担任だけでなく、数名の教職員が一緒になって考える時間、場の設定
- ・「いじめ」についての研修会を開催し、具体的な対応を学ぶ機会とする。
- (3)いじめに対する処置
- ①「いじめ防止対策委員会」が中核となり、迅速で組織的な対応を徹底する。
- ②被害児童及び保護者への支援、加害児童及び保護者への指導・支援。
- ③犯罪行為にあたると認められる場合や児童の生命、身体または財産に<u>※重大な被害が生じる場合は、直ちに警察をはじめとした関係諸機関への通報も視野に入れ、協力して指導に当たる。</u>

※重大事態の定義

「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(同項第 1 号)、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(同項第 2 号)とされている。いじめを受ける児童の状況に着目し、以下のケースを想定する。

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合・精神性の疾患を発症した場合

また、児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態ととらえる。 子ども家庭支援センター 警察署 児童相談所

●発生の報告

学校は、重大事態が発生した場合(疑いを含む)は、直ちに教育委員会に報告する。

- ※発生の報告は、重大事態にかかわらず、把握時点で委員会等には報告し、相談、協働して解消に 努める。
- ※些細な兆候や懸念、児童・保護者の訴えであっても、教職員個人が抱え込まず、また、不要と判断せず全てを、いじめ防止対策委員会に報告・相談する意識の周知を徹底する。

(4)いじめの解消

《いじめの解消の要件》~少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある

- ① いじめの行為が少なくとも3か月(目安)止んでいること
- ② いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

《いじめ解消に向けての具体的取り組み》

【当該児童への絶対的な寄り添い】 心情の理解、身辺保護の保障 それが可能となる体制づくり。

【関係児童への指導体制】 加害者の人権の保護も配慮に 入れておく。 【全体への働きかけ】 当該児童、関係児童を受け入れられる意識育 成。いじめは「許されない行為」という価値の周知。

(5)学校運営協議会の活用

学校運営協議会の場で、保護者・地域との情報を共有し、解決に向けての助言等の協力をしていただく。

(6)取り組みの年間計画

月	【教職員】		【児童·家庭】
4月	学校運営について共通理解を図る 児童理解教職員研修①		学校づくりを語る会
	いじめ防止年間計画・重点内容等の引き継ぎ	(懇談会時に TV 放送)	
			授業参観
5月	記名式いじめアンケート 個別教育計画・支援計画作成 豊田	地区	家庭訪問で
	あいさつ運動① 家庭訪問(教育相談) いじめに関する講話①		児童の様子を共有
	チャレンジ学習開始 横浜子ども会議について飯島ブロックで共通理		
6月	YPアンケート① コンサルテーション YP アンケートの分析		授業参観·懇談会
	学校運営協議会		
7月	横浜子ども会議(飯島ブロック) いじめについて教職員研修① ,		個人面談
		_	チャレンジ学習面談
8月	人権教育研修(飯島ブロック)	年間	
9月	児童理解教職員研修② いじめに関する講話②	を	授業参観·懇談会
10月	YPアンケート② YP アンケートの分析	通	
11月	児童理解教職員研修③ 学校運営協議会	した	土曜参観
12月	人権週間 子ども人権会議(全校) いじめに関する講話③	あ	個人面談
	無記名いじめアンケート(いじめ防止啓発月間) 個人面談(教育相談)	41	
1月	いじめについて教職員研修②	さっ	授業参観·懇談会
	ケータイ・スマホ教室(5・6年対象)	啓	ケータイ・スマホ教室
2月	チャレンジ学習見直し 個別支援計画面談(教育相談)	発	
	学校運営協議会		
3月	年間の振り返り 引継ぎ資料の作成 いじめに関する講話④		チャレンジ学習面談

4 いじめ防止対策の点検・見直し

「いじめ」は、社会的な傾向や時代の流れによって、その様相や姿が変化するところがある。 それに対応して、いじめ防止基本方針も固定的にとらえず、年1回点検を行う。

